当社原子力発電所における原子力規制庁による 2023 年度第4四半期実施計画検査および原子力規制検査の結果について

2024 年 5 月 15 日 東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、原子力規制庁が実施した当社原子力発電所における 2023 年度第 4 四半期実施計画検査および原子力規制検査の結果が報告され、福島第一 原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所に関する事案について、以下判定を受けました。

<福島第一原子力発電所(実施計画検査)>

・高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えい※1

・・・違反区分:軽微な違反(監視) ※2

<柏崎刈羽原子力発電所(原子力規制検査)>

・柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事を行う場合のアクセスルートに対する不十分な 影響評価によるアクセスルートの確保失敗**3

・・・安全上の重要度:緑^{**4} 違反の深刻度レベル:-^{**5}

当社は、今回の事案を踏まえた再発防止策を検討し、実施するとともに、他作業への水平展開を通じて安全確保に万全を尽くしてまいります。

- ※1 2024年2月7日に発生。同日お知らせ済み。
- ※2 違反区分「軽微な違反(監視)」

実施計画の違反区分は原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて「違反」「軽微な違反(監視)」に区分される。このうち、軽微な違反(監視)は、原子力安全に影響はあるが軽微なものであり、事業者自身の改善処置による改善が見込まれるものとなる。

- ※3 2024年2月8日に発生。2024年2月22日お知らせ済み。
- ※4 安全上の重要度「緑」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準のものに適用される。

※5 違反の深刻度レベル「一」

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL II」「SL IV」 (SL:Severity Level)の順に区分され、深刻度「一」は、深刻度の評価を実施していないこと。本検査指摘事項においては、検査指摘事項に対応する保安規定第 17 条の 7 (重大事故等発生時の体制の整備)の規定について、原子力検査官が現場確認した時点(2023年12月27日)では適用されていないため、法令違反には該当しないと判断され、深刻度の評価を実施していない。

以 上